

制限付一般競争入札の実施について

「令和 8 年度地籍調査データ整備業務委託」の制限付一般競争入札を実施する。よって地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条に基づき次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚



1 委託件名

令和 8 年度地籍調査データ整備業務委託

2 業務内容

別紙「令和 8 年度地籍調査データ整備業務委託仕様書」のとおり

3 入札参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 本市における「令和 7・8 年度県内委託業者」又は「令和 8・9 年度物品購入等入札参加資格者名簿」に登録されていること。
- (2) 那覇市内に本社、支社、営業所のいずれかを有する者であること。
- (3) 過去 2 年間に於いて、地理情報システムへのデータ整備（更新）業務を本市または他自治体で履行した実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (5) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合にあっては、それらの資格を有していること。
- (6) 入札に参加しようとする年の 1 月 1 日において、継続して 2 年以上営業しており、かつ、入札時において引き続き営業をしていること。
- (7) 市町村税及び消費税等の国税を滞納していないこと。
- (8) 代表者又は役員、代理又は媒介する者その他の関係者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第 2 条第 2 号の暴力団員をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団又は暴力団員の統制下にある者
- ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者
- (9) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (10) 応募期間において、本市から指名停止を受けていないこと。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

本入札の参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）及び関係書類（以下「資格審査資料」という。）を持参により提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資格審査資料を提出しない者、並びに資格がないと認められた者は、本入札に参加できない。

(1) 申請書及び資格審査資料の提出期間等

ア 受付期間：令和 8 年 10 月 7 日（水曜日）～10 月 19 日（月曜日）

午前 9 時～午後 5 時（ただし、正午～午後 1 時及び土日祝日を除く）

イ 提出場所：那覇市役所本庁 3 階 資産税課（41 番窓口）

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

電話番号 098-862-5320

ウ 提出方法：申請書は、添付資料を提出書類一覧の順序に、フラットファイル A4 S 型に綴り、直接資産税課に持参するものとする。

エ 提出書類：

- ① 申請書（市様式、2 ページ）
- ② 誓約書（市様式）
- ③ 委任状
- ④ 市町村税納税証明書（滞納のない証明書）（写し可）
- ⑤ 消費税納税証明書（滞納のない証明書）（写し可）
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

※各種証明書は、3 か月以内に発行されたものとする。

5 申請書類の交付窓口

那覇市企画財務部資産税課

6 質問の受付及び回答

入札について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。

なお、質問は本公告、業務仕様書に関する事項に限るものとし、予定価格等に関する質問は受け付けない。

(1) 提出期限：令和 8 年 10 月 13 日（火曜日）午後 5 時

(2) 提出書類：質疑応答書

(3) 提出場所：那覇市企画財務部資産税課

(4) 提出方法：「11 問い合わせ先」のメールアドレス宛に電子メールで提出。（※

電子メール送信後、資産税課へ電話連絡すること。)

(5) 回答方法：市公式ホームページへ掲載 ※令和8年10月15日(木曜日) 予定

7 入札・開札場所及び日時

(1) 場所：那覇市役所本庁6階 602会議室

(2) 日時：令和8年10月23日(金曜日) 午後1時10分

8 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定により免除

9 契約保証金

契約保証金は、那覇市契約規則第29条第1項に基づき、契約金額の100分の10以上に相当する額とする。ただし、同契約規則第30条第1号で規定する、契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときに該当する場合は免除する。

10 その他

(1) 最低制限価格

設定しない。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 落札の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

(4) 入札金額等に係る消費税の取扱い

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 問い合わせ先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 本庁舎3階

那覇市企画財務部資産税課土地グループ(担当：森山・宮城)

電 話：098-862-5320(直通)

F A X：098-861-1297

メールアドレス：naha_z_sisanz001@city.naha.lg.jp

※那覇市役所地下駐車場は有料となりますので、予めご了承ください。

